

新型コロナウイルス感染症に係る 事業者向け支援策のご案内

(令和2年9月14日時点の情報です。ご利用に当たっては、実施機関において最新の情報をご確認下さい。)

1 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金

【給付対象者】資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等の事業者であって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、令和2年12月までに、前年同月比で売上が50%以上減少した月(対象月)がある

【給付額】法人 200万円、個人事業者 100万円。ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とする

【算定方法】対象月の属する事業年度の直前の事業年度(個人事業者は2019年)の年間総売上÷対象月の月間売上×12

【申請期間】令和3年1月15日(金)まで

【問い合わせ先】持続化給付金相談窓口 0120-279-292 [IP電話専用回線] 03-6832-6631
受付時間 8:30~19:00(土祝日を除く日曜日から金曜日)

2 家賃支援給付金

新型コロナウイルス感染症を契機とした緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者に対して、事業の継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減することを目的とした給付金

【給付対象者】自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払う資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業者等の事業者であって、5~12月の売上高について1ヶ月で前年同月比50%以上減少又は連続する3ヶ月の合計で前年同月比30%以上減少

【給付額・給付率】申請時の直近1ヶ月の支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍。給付率は2/3、給付上限額は、法人600万円、個人事業者300万円とし、一括給付する

【算定方法】法人①支払賃料(月額)75万円以下 支払賃料×2/3

②支払賃料(月額)75万円超 50万円+(支払賃料の75万円の超過分×1/3)
※100万円(月額)が上限

個人事業者①支払賃料(月額)37.5万円以下 支払賃料×2/3

②支払賃料(月額)37.5万円超 25万円+(支払賃料の337.5万円の超過分×1/3)
※50万円(月額)が上限

【申請期間】令和3年1月15日(金)まで

【問い合わせ先】家賃支援給付金 コールセンター 0120-653-930
受付時間 8:30~19:00(土祝を除く平日・日曜日)

3 固定資産税等の減税・免税

【対象の税】令和3年度分の事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税、事業用家屋に対する都市計画税

【要件】令和2年2月~10月までの任意の連続する3ヶ月間の売上の対前年同期比減少率が、50%以上減少で免税、30%以上50%未満減少で1/2減免。

【申告方法】事業者は、対象設備の所在する各地方自治体が定める申告書様式を利用して、認定経営革新等支援機関等から申告書(①中小事業者(個人、法人)であること②事業収入の減少③特例対象家屋の居住用・事業用割合の確認を受けたもの)を発行してもらい、令和3年1月以降に申告期限(令和3年1月31日)までに固定資産税を納付する市町村に必要書類とともに申告

【問い合わせ先】中小企業 固定資産税の軽減相談窓口 0570-077322
受付時間 9:30~17:00(平日のみ)